

安

全・安心確保の為、小規模貯水槽の
定期的な (年1回以上) 清掃と検査
を実施しましょう！



※設備の維持管理も実施しましょう！

※飯塚市水道事業給水条例施行規程において、有効水量
10 m³以下の貯水槽水道は、年1回以上の清掃及び検査
を行うこととされています。

詳しくは飯塚市HPをご参照ください。

<https://www.city.iizuka.lg.jp/j-kanrikyusui/jusuisou.html>



お問い合わせ先
飯塚市企業局

上水道課建設係
0948-22-0380
(内線 2222)